

様式第2 復興整備計画（本体）

復興整備計画

岩泉町・岩手県

平成24年9月25日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

岩泉町の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた岩泉町の産業、雇用を回復させ、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指す。

- ① 災害に強い安全、安心なまちづくり
壊滅的な被害を受けた被災住宅については、浸水区域外への移転をすることを基本として、山付け堤防、河川堤防、避難路及び避難場所等の整備を行い、多重防災機能を備えた災害に強い居住地を目指す。
- ② 教育、文化の振興
津波による被害を受けた小学校、中学校及び保育園は浸水区域外への移転を行うとともに、地域防災拠点としての機能を有した複合施設を整備し、地域の教育、文化の振興及び地域コミュニティの醸成を図る。
- ③ 漁業及び農業の振興
被災した漁業倉庫を再建するとともに、被災した農地の早期復旧を支援し農業経営の早期安定を図り、復旧農地については高度活用の促進を図るため農業生産施設及び高次加工施設の整備を目指す。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ① 東日本大震災の津波により大きな被害を受けた住宅については、浸水区域外への移転を基本とし、併せて、山付け堤防、河川堤防、避難路及び避難場所等の整備を行い、多重防災機能を備えた災害に強いまちづくりの形成を図る。
- ② 地域防災の拠点としては、防災施設及び避難施設としての機能を有した複合施設を整備するとともに、避難車両を効率的に誘導する防災滞留広場の整備により避難時の安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。
- ③ 漁業関連施設（漁業倉庫）については、避難路を整備したうえで震災前と同じ場所での再建を基本とし、水産関係施設の整備を目指し、漁業振興を図る。
- ④ 被災した農地は、早期に復旧を図るほか、農業生産施設及び高次加工施設の整備を目指し、優良な農地の保全に努め、農業振興を図る。

(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 小本駅前地区
浸水区域外である小本駅前地区を防災まちづくり拠点として位置付け、都市防災総合推進事業により避難路及び自動車による避難等に配慮した防災滞留広場（パークアンドライド）（A-1施設）を整備することで、安全に避難路への誘導を行う。また、防災拠点施設として災害時における避難施設、災害対策本部及び非常用物資備蓄倉庫としての機能を有した複合施設及び駅前広場（A-2施設）の整備を行う。
- ② 小本地区・中野地区・小本駅西地区
被災住宅については、漁業集落防災機能強化事業により、小本駅西地区（B-1地区）への集団移転を行うことを基本とする。また、小本地区（B-2地区）及び中野地区（B-3地区）で移転を希望しない既存住宅については、河川堤防等（県事業）、避難路、一時避難場所の整備及び住宅の嵩上げ等により減災を誘導する。また、公営住宅の入居希望者のために、別途、災害公営住宅整備事業により、浸水区域外の小本駅西地区及び岩泉（森の越）地区の2か所に公営住宅を整備する。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

| 4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係） | | |
|------------------------------|-----------|--|
| 事業区分 | 図面記号 | 事業に係る事項 |
| (1)市街地開発事業 | | |
| (2)土地改良事業 | | |
| (3)復興一体事業 | | |
| (4)集団移転促進事業 | | |
| (5)住宅地区改良事業 | | |
| (6)都市施設の整備に関する事業 | | |
| (7)津波防護施設の整備に関する事業 | | |
| (8)漁港漁場整備事業 | | |
| (9)保安施設事業 | | |
| (10)液状化対策事業 | | |
| (11)造成宅地滑動崩落対策事業 | | |
| (12)地籍調査事業 | | |
| (13)その他施設の整備に関する事業 | A-1 施設 | 事業名称：都市防災総合推進事業 実施主体：岩泉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 |

| | | |
|---------------------------------------|-----------|--|
| | A-2 施設 | 事業名称：都市防災総合推進事業 実施主体：岩泉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 |
| | B-1 地区 | 事業名称：漁業集落防災機能強化事業 実施主体：岩泉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 |
| | B-2 地区 | 事業名称：漁業集落防災機能強化事業 実施主体：岩泉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 |
| | B-3 地区 | 事業名称：漁業集落防災機能強化事業 実施主体：岩泉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 |
| 5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係） | | |
| 平成24年度～平成26年度 | | |
| 6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係） | | |
| | | |

| 4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係） | | | | | | | |
|-----------------------------------|------|------------------|----------------|---------------|--------------------|--------|--------|
| 整理 番号 | 事業区分 | 図 記 面 号 | 変更等する土地利用基本計画等 | 変更等 の 別 | 変更等する部分の 面積(ha) | | 備 考 |
| | | | | | 拡 大 | 縮 小 | |
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | 該 当 な し | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

| 整理 番号 | 事業区分 | 図面 記号 | 農地法 (大臣許可) | 都市計画法 | | | 農地法 (知事許可) | 農振法 | 森林法 | | 自然公園 法 | 漁港漁場 整備法 | 港湾法 |
|----------|----------------|----------|----------------------|------------------|--------------|---------------------------|----------------------|-------------|----------------|----------------|-----------------------|-------------|-------------|
| | | | 第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可 | 第29条第1項・第2項の開発許可 | 第43条第1項の建築許可 | 第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等 | 第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可 | 第15条の2の開発許可 | 第10条の2第1項の開発許可 | 第34条第1項・第2項の許可 | 第20条第3項の許可・第33条第1項の届出 | 法第39条第1項の許可 | 第37条第1項の許可等 |
| 1 | その他施設の整備に関する事業 | A-1 施設 | ○ | | | | | | | | | | |
| 2 | その他施設の整備に関する事業 | B-1 地区 | ○ | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出